

伊丹市立図書館雑誌スポンサー募集要項

1. 雑誌スポンサー募集の目的 伊丹市立図書館（以下「図書館」という。）に配架する雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供することにより、民間事業者等の事業活動を促進するとともに、図書館資料の充実により図書館サービスの向上を図ることを目的とする。
2. 雑誌スポンサー制度の内容 広告を掲載する民間事業者等（以下「雑誌スポンサー」という。）が図書館用雑誌の購入代金を負担し、提供された雑誌を図書館本館「ことば蔵」に配架、閲覧に供します。提供された雑誌の最新号カバー表面に雑誌スポンサー名等を掲載し、裏面には広告を掲載します。なお雑誌の調達は図書館が行い、提供された雑誌の所有権は図書館に帰属します。
3. 雑誌スポンサー及び広告の範囲
 - (1) 雑誌スポンサーは、「伊丹市広告掲載要項」に基づき、国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公益法人及びこれに類するもの、企業・事業者等を対象とする。但し、個人を対象としない。市内に本社を有するもの、次に市外に本社を有し、市内に支店・営業所を有する者を優先するよう配慮する。
 - (2) 広告の範囲は、市の品位、公共性及び公益性を妨げず、社会的信頼性を損なうおそれのないものとし、「伊丹市広告掲載要項」第5条の規定、「伊丹市広告に関する掲載基準」の規定に準じる。
4. 購入代金を負担する雑誌 図書館が作成した「雑誌リスト」より選定していただきます。
5. 広告の規格・掲載方法
 - (1) 提供雑誌の最新号カバー表面については、スポンサー名等を掲載します。表示の大きさ縦4 cm、横13 cm以内 貼付位置最新号カバー底辺より4 cm以上上部の中央
 - (2) 最新号の透明カバーの裏面に広告チラシを1枚貼付できます。広告チラシは片面印刷のものとし、なお、広告は雑誌スポンサー申込者が作成してください。カバーへの貼付は、図書館が行います。
 - (3) 配架する雑誌架の棚板にスポンサー名等の掲載をします。表示の大きさ縦3 cm、横18 cm
 - (4) その他、広告の規格等については別紙の「仕様書」を参照してください。
 - (5) 掲載期間は契約期間内の発行雑誌とし、随時、広告の内容を変更することができるものとします。ただし、掲載の開始は、領収書等の提示により支払いを確認した後-とします。
 - (6) 雑誌の配架位置は図書館が決定します。
6. 広告の掲載期間 広告の掲載期間は原則として1年間（4月1日～翌年3月31日）とし、年度の途中からの場合は図書館が掲載を決定した月の翌月から3月31日とします。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、翌年度も継続される場合は覚書（様式2）を、年度末をもって解約される場合は雑誌スポンサー解約申請書（様式3）を図書館へ提出してください。
7. 申込の受付 申込は、随時受付します。

8. 雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査 雑誌スポンサー制度の申込があった場合は、「伊丹市広告掲載要項」、「伊丹市広告に関する掲載基準」の規定に基づき、雑誌スポンサー及び広告の内容等の審査を実施します。また、図書館長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは雑誌スポンサーに修正・削除等を求めることができます。

9. 申込方法 雑誌スポンサー制度申込書（様式1）に必要事項を記入し、図書館に持参、又は郵送のいずれかの方法により提出してください。

10. 契約 雑誌スポンサー制度の広告主に決定した場合は、覚書（様式2）により契約を締結します。

11. 提供雑誌購入代金の支払い方法 雑誌スポンサーに提供していただく提供雑誌購入代金の支払いは、図書館が指定する納入業者に直接お支払いください。

（1）支払いは一括前払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は、年度末に精算してください。

（2）振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とします。

（3）雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えます。

（4）年度途中の取りやめ及び納入業者への前払い代金の返還はできません。

12. 広告掲載の取消 下記に掲げる場合、雑誌カバーへの広告掲載を取り消すことがあります。

（1）指定する期日までに広告を掲載する雑誌の購読料の支払いがない場合

（2）指定する期日までに広告原稿の調整ができない場合

（3）本市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があった場合

（4）倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなった場合、又は広告主がその社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合

（5）雑誌スポンサーが伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき、または、再委託の相手方としていた場合に委託者が雑誌スポンサーに対して、当該契約の解除を求め、雑誌スポンサーがこれに従わなかったとき

（6）その他図書館長が広告掲載に支障があると認めたとき

（7）前1～6号のいずれの場合においても、雑誌の年間購読料は返還しません。

13. スポンサーの責務

（1）雑誌スポンサーは、広告の内容に関する一切の責任を負うものとします。

（2）第三者から、掲載された広告に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、雑誌スポンサーの責任及び負担において解決するものとします。

14. その他

（1）同一の雑誌に複数の応募があった場合は、次の順で選定します。

①先着順とします。

②2年目以降は、前年度のスポンサーを優先します。

(2) ご記入いただいた個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、雑誌スポンサー制度運営のみに使用します。